

（仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）
策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市は、こども基本法第10条に基づく「こども計画」、及び子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とした（仮）海老名市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）（以下、「こども計画」という。）を策定する。

策定に当たっては、こども大綱を踏まえたニーズ調査等の実施や、子ども・子育て世帯の意見聴取などの業務を行う必要があることから、より効果的な策定が実施できる事業者へ委託するため、海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱に基づき、公募型プロポーザル方式で業務委託先を選定するものである。

2 プロポーザルの概要

（1）名称

（仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定支援業務委託公募型プロポーザル

（2）主催者

海老名市

（3）担当部署

海老名市 保健福祉部 こども育成課

（4）公募型プロポーザル方式を選択した理由

本業務の目的を達成するため、教育・保育関連の調査をはじめ、その他の計画策定分野において高いスキルと幅広い知識を持って計画策定の支援を行うことができる事業者を選定する必要がある。価格のみによる競争では最良の受託事業者を特定することが困難であると考えられることから、高度な企画力、専門的な技術及び豊富な経験を有する事業者を募り選定するため、公募型プロポーザル方式によるものとした。

3 業務の概要

（1）業務名

（仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定支援業務委託

（2）業務の内容

別添「（仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定支援業務委託仕様書」のとおり

（3）業務履行場所

海老名市中新田377番地 えびなこどもセンター

（4）業務履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 委託料上限額（消費税相当額を含む）

令和5年度 金 5,800,000 円

令和6年度 金 2,900,000 円

※ 本計画策定支援業務の予算限度額

※ 契約時の予定価格を示すものではなく事業の最大規模を示す金額

4 選定方法等

(1) 選定方法

市は、(仮)海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、一次審査及び二次審査を行い、事業者の選定を行うものとする。

一次審査は書類選考により行い、二次審査は企画提案書についてのプレゼンテーションを受け、ヒアリングや必要な確認を行う。

(2) 審査結果の通知等

市は、審査結果を事業者へ通知するとともに、二次審査結果を市ホームページで公表する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

市から選定されない旨の通知を受けた事業者は、海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱に定める方法により、市に説明を求めることができる。

(3) 情報公開

市は、事業者から審査結果の情報について海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基づき情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き公開する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 参加意向申出書提出日から契約締結日までのいずれの日においても、海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成30年4月以降、市町村子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査及び計画策定支援業務をそれぞれ2自治体以上から受託した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りではない。
- (6) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

6 配布書類

(1) 配布期間

令和5年8月17日（木）から9月12日（火）まで

(2) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(3) 配布書類一覧

- ア （仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ （仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定支援業務委託仕様書
- ウ （仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定支援業務委託に係るプロポーザル審査基準
- エ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱
- オ （要綱第1号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書
- カ （要綱第4号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書
- キ （様式1）事業者概要
- ク （様式2）業務実績確認書
- ケ （様式3）質疑書
- コ （様式4）予定担当者実績及び業務実施体制確認書
- サ （様式5）見積書
- シ （様式6）非公開としたい情報届出書
- ス （様式7）海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書
- セ （様式8）企画提案書

7 参加意向申出について

(1) 参加意向申出に係る提出書類及び提出期限

【提出書類】

事業者は、次のア～ウの書類をまとめたものを10部（正本1部、副本9部）市に、提出する。なお、副本は事業者名を黒塗りとすること。

- ア （要綱第1号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書
- イ （様式1）事業者概要
- ウ （様式2）業務実績確認書

注1 「業務名」ごとに契約書の写しを添付すること。

注2 契約日が直近のものから記載すること。

【提出期限】

令和5年8月31日（木）17時15分必着

(2) 提出先

〒243-0422 海老名市中新田377番地（えびなこどもセンター1階）

海老名市 保健福祉部 こども育成課 こども政策係（電話：046-235-7878）

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。持参の場合はえびなこどもセンター開館日（土曜・日曜を除く）において、8時30分から17時15分までに提出する。なお、郵送・持参どちらの場合においても、市へ事前に電話にて連絡すること。

(4) 通知

市は、提出に基づき、事業者の本プロポーザルへの参加資格の確認を行い、確認結果について事業者文書で通知するとともに、参加資格を有していることが確認できた事業者に対しては、プロポーザル関係書類の提出を要請する。

(5) 説明要求

市から参加資格が認められない旨の通知を受けた事業者は、海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱に定める方法により、市に説明を求めることができる。

8 質問及び回答

(1) 質問方法・期限

本プロポーザルに関する質問は、(様式3) 質疑書により市に電子メールで提出すること。併せて確認の電話をすること。

【提出先アドレス】 kodomo-ikusei@city.ebina.kanagawa.jp

【提出期限】 令和5年8月24日（木）17時15分まで

(2) 回答

市は、全ての質問と回答について、随時、市ホームページへ掲載する。

注1 回答にあたっては、事業者名は公表しない。

注2 質問内容が不明瞭なものなどは回答しないことがある。

9 企画提案書

(1) 形式

A4版、横書き、片面印刷を原則とする。ただし、資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用を可とする。

(2) 提案内容

事業者は、下記及び別紙の仕様書をもとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。ただし、委託料上限額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

ア ニーズ調査等業務及び計画策定業務の作業スケジュール

イ 本市の子ども・子育て支援の現状分析

ウ (仮) 海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）の基本的な考え方と施策体系

エ (仮) 海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）の量の見込み（案）の設定方法やこども計画策定にあたる提案

オ ニーズ調査等の分析方法

カ ニーズ調査等業務及び計画策定業務における独自性の提案

・ 回収率向上のための手段

- ・ ニーズ調査等の調査票のデザイン等の工夫
- ・ 専門的な知識がない者でもわかりやすい計画書にするための工夫
- ・ 上記のほか、本市にとって有益となる事項

10 審査

(1) 選定委員会は次のとおり審査を実施する。

① 一次審査

市は、事業者からの提出書類について、評価基準に基づき書類審査を実施する。選定委員ごとに評価事項の合計得点を計算し、合計得点が高い順に順位を付し、順位に応じた順位点を付与する。全ての選考委員の順位点を合計し順位総得点を計算し、順位総得点が高い3者以内の者を二次審査対象として選出する。なお、順位総得点が高点の場合は、選考委員ごとの合計得点を合計した合計総得点の高い者を上位とし、その合計総得点も同点であった場合は、見積金額の低い者が上位となる。

【提出書類】

下記ア～エの書類をまとめたものを10部（正本1部、副本9部）提出すること。なお、副本は事業者名を黒塗りとすること。オについては1部で可。提出後において、総括責任者・研究員等の変更は、病休、死亡、退職等の特段の理由がない限り認めない。

ア （要綱第4号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書

イ （様式4）予定担当者実績及び業務実施体制確認書

ウ （様式5）見積書

注1 見積書には消費税を含む。

注2 積算根拠を明らかにした書類（様式任意）を添付すること。

注3 金額は3-（5）委託料上限額を超えないこと。

エ （様式8）企画提案書

オ 過去の成果品（提出可能な子ども・子育て支援事業計画に関するもの）

注1 原則、（様式2）業務実績確認書に記載した実績に係る成果品を紙媒体で提出すること。

注2 概要版がある場合は、概要版も添付すること。

【提出期限】

令和5年9月12日（火）17時15分必着

※ 提出先及び提出方法は、「7 参加意向申出について」と同様とする。

【評価基準】

（別紙1）（仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準のとおり

【順位点】

1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点、6位以降…0点

【一次審査結果の通知】

一次審査結果は対象者全員へ個別に文書で通知する。また、併せて二次審査対象者へ二次審査に関する詳細を通知する。

② 二次審査

一次審査を通過した事業者からプレゼンテーションを受け、ヒアリングやその他必要な確認を行い、評価基準に基づき審査を実施する。

事業者の出席人数は3名までとし、本業務に従事する者を1名以上含め、その者が全部又は一部を説明すること。

市は、選定委員ごとに一次審査と二次審査の合計得点により順位を付し、順位に応じた順位点を付与する。全ての選考委員の順位点を合計し順位総得点を計算し、順位総得点が最も高い事業者を委託契約交渉順位第一位の候補者として、次点を第二位の候補者として選定する。なお、順位総得点が最も高い事業者が複数いる場合は、選考委員ごとの合計得点を合計した合計総得点の高い事業者を上位とし、その合計総得点も同点であった場合は、一次審査において提出された見積金額の低い事業者が上位となる。

なお、電源・スクリーン・プロジェクターは市が用意する。それ以外の物品については事業者の負担において用意する。

【実施予定日】

令和5年10月3日（火） ※変更の場合あり

【実施時間】

1事業者につき30分以内（プレゼンテーション10分以内、質疑応答20分程度）

【評価基準】

（別紙2）（仮）海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準のとおり

【順位点】

各選考委員の一次審査と二次審査の合計得点における順位点をつける。

1位…3点、2位…2点、3位…1点

【二次審査結果の通知】

市は、二次審査結果を対象者全員へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページへ掲載する。

11 事業者が作成する、提出書類の留意点

- (1) 提出書等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用すること。
- (2) 二次審査における市への説明にあたっては、図又はイラストを用いることができる。また、彩色も可とする。
- (3) 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いること。ただし、図又はイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とする。なお、A3版の書類については、いずれも三つ折りにすること。
- (4) 両面複写は同一の様式に限り可とする。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、副本への押印は省略することができる。また、正本と副本とが識別できるよう提出すること。
- (6) 提出書類の記入内容の変更は、原則認めない。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 表記内容は、専門知識を有しない者でも理解しやすいものとする。

12 プロポーザル終了後の事業者の取扱

- (1) 審査により委託契約交渉順位第一位となった事業者（「以下「候補者」という。」）と委託契約締結に向けた交渉を行うが、市が候補者との協議が不調となったと判断した場合は、その交渉を終了し、第二位の事業者と交渉する。
- (2) 契約は本プロポーザル結果に基づき、市が作成する契約書を用いた随意契約とする。
- (3) 候補者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、候補者の決定を取り消す場合がある。
- (4) 候補者が、契約締結までに、業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、候補者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- (5) 本プロポーザルは、候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容については、市作成の仕様書（案）を素案としながらも、候補者からより優れていると認められる提案があった場合には、候補者と市が協議の上仕様を確定し、契約を締結することができる。
- (6) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び委託業務契約約款による。

13 失格

事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 本要領の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (5) 他の事業者の応募を妨害した場合
- (6) 本要領に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

14 その他

- (1) 以下の費用については事業者の負担とする。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
 - ウ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 市は、事業者から提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 市は、事業者から提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 市は、事業者から提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により開示する場合がある。なお、非公開としたい情報は、（様式6）非公開としたい情報届出書により届け出ること。
- (5) 事業者は、参加意向申出書提出後に辞退する場合は、（様式7）海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書を提出すること。

- (6) 本プロポーザルは、受託候補事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。その上で契約を締結する。
- (7) 本要領に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずる。
- (8) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。

15 受託者特定までのスケジュール（日程は予定のため、変更する場合あり）

項目		期間等	備考（提出書類等）
1	プロポーザル公告日	令和5年8月17日（木）	
2	参加意向申出受付期間	令和5年8月17日（木） ～8月31日（木）17時15分	①（要綱第1号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書 ②（様式1）事業者概要 ③（様式2）業務実績確認書
3	質疑受付期間	令和5年8月17日（木） ～8月24日（木）17時15分	①（様式3）質疑書（メールのみ）
4	資格確認結果通知の発送日	令和5年9月4日（月）	
5	一次審査書類提出期間	令和5年9月4日（月） ～9月12日（火）17時15分	①（要綱第4号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書 ②（様式4）予定担当者実績及び業務実施体制確認書 ③（様式5）見積書 ④（様式8）企画提案書 ⑤過去の成果品
6	一次審査	令和5年9月25日（月）	書類審査のため事業者の出席は不要
7	一次審査結果通知の発送日	令和5年9月26日（火）	
8	二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和5年10月3日（火）	
9	二次審査結果通知の発送及び候補者等の特定	令和5年10月6日（金）	
10	候補者との打ち合わせ	令和5年10月10日（火） ～10月13日（金）	
11	契約締結	令和5年10月16日（月）	